

Lesson 8

税金と社会保険

| | |
|----------------------|----|
| ◆給与明細を見よう | 80 |
| ◆税金は社会参加のための会費 | 81 |
| ◆社会保険制度ってなに? | 82 |

学習のポイント

- 税金を納める意味を理解する
- 社会保険制度の概要や意義を知る

Lesson 8

税金と社会保険

- 税金を納める意味を理解する
- 社会保険制度の概要や意義を知る

1. 給与明細を見よう

社会に出て会社員や公務員として勤めると、給与をもらうことになる。たいていは毎月1回「給料日」があり、この日はなぜか楽しい気分になるものだ。しかし実際には、給与は口座に振り込まれ、「給料日」に手渡されるのは給与の明細であることが多い。あなたは、その明細を見たことがあるだろうか。

図1は給与明細の見本である。ここでその内容を見てみよう。

● 図1 給与明細（見本）

| 支給 | | 控除 | |
|-------|---------|---------|---------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 基本給 | 150,000 | 健康保険料 | 8,415 |
| 時間外手当 | 13,500 | 介護保険料 | 0 |
| 通勤手当 | 9,400 | 厚生年金保険料 | 15,555 |
| | | 雇用保険料 | 519 |
| | | 所得税 | 2,680 |
| | | 住民税 | 6,800 |
| 総支給額 | 172,900 | 控除額総計 | 33,969 |
| | | 差引支給額 | 138,931 |

社会保険料
(介護保険料は、40歳から差し引かれる)

税金
住民税は、前年の収入金額をもとに計算される

会社から支払われるお金は、「総支給額」17万2,900円だが、自分の手元に入ってくるお金は、「差引支給額」の13万8,931円で、「控除額総計」の3万3,969円は、税金、社会保険料として強制的に会社から国および地方自治体に納められている。

実際に自分が使えるお金を、可処分所得（手取り）といい、以下のとおりである。

$$\text{収入(総支給額)} - \text{社会保険料・所得税・住民税(控除額総計)} = \text{可処分所得(差引支給額)}$$

ところで、給与から強制的に「控除」つまり、差し引かれている、税金と社会保険料とは何なのだろうか。

2. 税金は社会参加のための会費

私たちにとって身近な税金といえば、消費税かも知れない。お菓子や雑誌などを買うときの代金や、携帯電話代、コンサートチケットなどのサービスの代金にも含まれている。そのほかにも、自動車税、ガソリン税、酒税、相続税などさまざまな税金がある。図1の給与明細では、所得税や住民税が差し引かれていた。では、なぜ私たちは税金を負担しなければならないのだろうか。また、徴収された税金は何に使われているのだろうか。

憲法第30条^①では税金を納めることを国民の義務と定めている。税金は、法律に定めるルールに従って計算し納めることとなっている。

人は社会の中で生活している。生活するためには、ごみの回収や道路の整備、警察や消防署、公園など、公共サービスや公共施設が必要だ。その公共サービスの運営を行うために税金が使われている。また、教育費用も税金でまかなわれている部分がある（図2）。

ただし、現在、これらの費用が税金ですべて足りているわけではない。国の場合、税金でまかなわれているのは約60%にすぎず、不足部分の約34兆円（2018年度）は国の借金になっている。

つまり、税金は、私たちが社会生活を行うために必要な費用のための会費だ。これから税金を支払うだけでなく、税金の仕組みや使い道をよく知ることが大切になる。

●図2 身近な財政支出（平成28年度）

【公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育費負担額】

小学生
931,000円



中学生
1,084,000円



高校生(全日制)
1,198,000円



【市町村のごみ処理費用】
2兆3,259億円
国民1人当たりでは
約18,324円



【警察・消防費】
5兆2,462億円
国民1人当たりでは約41,331円



【国民医療費の公費負担額】
16兆4,715億円
国民1人当たりでは約129,600円



平成27年度実績
(出所) 国税庁「税の学習コーナー」

①憲法第30条

日本国憲法第30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と納税の義務を定めている。「納税の義務」は「教育の義務」（第26条2項）「勤労の義務」（第27条1項）とあわせて国民の三大義務といわれている。

3. 社会保険制度ってなに？

社会保険の種類

日々の生活の中では、病気になって治療費がかかったり、クラブ活動中や通学中に大きなケガをして障害が残ってしまったり、一家の大黒柱が失業したり、病気や事故で死亡することもある。このようなさまざまな危険に対して、事前にお金（保険料）を出し合って、現実には損失が生じた人の「経済的な損失」に対してお金を渡す助け合いの制度が保険だ。

保険は、大きく分けて社会保険（公的保険）と民間保険（私的保険）に分かれる。社会保険は、一定の条件のもとに加入が強制されるが、民間保険は、その保険に加入するかどうかは本人の自由だ。

サラリーマンの厚生年金、健康保険、労働保険、自営業者の国民年金、国民健康保険などが、社会保険に該当する。



②健康保険制度

民間会社に勤める人が、病気やケガに備えるために加入するのが「健康保険」。同様の制度として、公務員の人や私立学校の教職員の人は「共済組合」に加入し、自営業の人は「国民健康保険」に加入している。これらを総称して、「医療保険」という。

健康保険制度^②

社会保険制度の中でよく知られているのは「健康保険制度」ではないだろうか。健康で無事に過ごせればそれに越したことはないが、誰もが病気やケガとは無縁ではない。病気になったりケガをしたりして、病院などの医療機関で治療を受けても、「健康保険制度」により治療費の自己負担は一部で済んでいる。それは健康保険に加入している大勢の人同士が助け合っているからなのだ。

健康保険制度が整っていなかった昔は、お金がなく医療を受けられない人が大勢いた。現在の制度の基礎が出来上がったのは、ようやく1961（昭和36）年のことだ。その当時はまだ制度の内容が充実していなかったため、今のよう気軽に病院にかかるというわけにはいかなかった。重い病気やケガの治療には、大きな治療費負担も覚悟しなければならなかったのだ。1973（昭和48）年になって健康保険制度の中に「高額療養費制度」ができ、一定額以上を医療機関に支払った場合は払い戻してもらえることになった（適用外の費用もある）。

健康保険制度が整ってきたおかげで、誰でも大きなお金がかかる心配をせずに、治療が受けられるようになったことを覚えておきたい（表1）。

●表1 主な健康保険制度の給付内容

| 給付の種類 | 給付の条件 | 給付額 |
|------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 療養の給付 | 病気・ケガで医療機関の診察、薬剤の支給、手術などを受けたとき | 小学校就学後から70歳未満は7割 (3割が自己負担) |
| 入院時食事療養費 | 医療機関に入院したとき | 医療機関から食事が提供され、自己負担額は1食460円（原則） |
| 高額療養費 | 1日から月末までの1ヵ月間の自己負担額が一定額を超えたとき | 限度額を超えた額 |
| 傷病手当金* | 療養のため仕事に就けず、その間の給料が支払われないとき | 休業4日目から1年6ヵ月間、休業1日につき標準報酬日額の3分の2 |
| 出産手当金* | 出産日以前42日から出産日後56日までの間 | 休業1日につき標準報酬日額の3分の2 |
| 出産育児一時金 (家族出産育児一時金) | 妊娠4ヵ月以上で出産したとき | 1児につき42万円(原則) |
| 埋葬料 (家族埋葬料) | 本人や家族が死亡し、埋葬を行ったとき | 最低5万円** |

※ 国民健康保険制度にはない

※※ 国民健康保険制度は自治体により金額が決まっている

公的年金制度

「公的年金制度」も国民全体の助け合いといえる制度だ。とても複雑な構造になっているのだが、20歳以上60歳未満の国民は全員「国民年金」に加入する義務があり、民間企業などに勤める人や公務員などは「厚生年金」の制度の中で、国民年金への加入を果たしている。フリーランス^③で働いている人や自営業の人は「国民年金」のみの加入となる。国民年金のみの加入とは、言い換えれば「1階建ての年金」であり、サラリーマンや公務員の場合は、「2階建て部分」として厚生年金があるといえる。厚生年金の保険料の半分は、企業などが負担することになっており、将来的な保障も国民年金のみの場合と比べて厚いのがわかるだろう。今後、高校を卒業して勤めることになれば勤め先に応じて、大学生になった場合も20歳になれば国民年金への加入義務が生じる。

「公的年金制度」の大きな役目は、65歳から受け取れる「老齢年金」により退職後の生活を支えることだ。

もし将来フリーランスの仕事をし、20歳から60歳まで国民年金保険料を納めた場合には、65歳から月額約6万5,000円の年金がもらえる計算だ（2019年度価格）。一生働くつもりでいても、健康上の理由などで働くのがつらくなる可能性がある。そんなとき、年金があるのとないのとでは、安心感が大きく違う。

また、「公的年金制度」は決して老後を守るだけの制度ではないことも知っておきたい。もしあなたが今、事故などに遭い、重い障害が残ったとしたら、

③フリーランス

会社組織等に属さないで自由な立場で仕事を行うこと。

※確定拠出年金

企業型と個人型（iDeCo）

公的年金制度とは別に、企業や個人が任意で加入する私的年金のひとつとして、確定拠出年金が目ざされている。

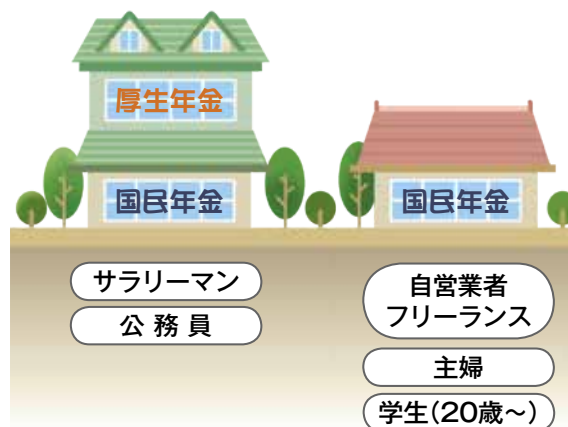
毎月決まった額を積み立て、自分で運用し、60歳以降に受け取れる制度である。運用実績によって将来受け取る年金額が変わる仕組みになっている。

企業型と個人型（iDeCo）があり、企業型の掛金は会社が負担するタイプ、会社と個人双方が負担するタイプなどがある。

税金が軽減されるなど、税制面で様々なメリットがあるのが特徴である。

20歳から「障害年金」が受け取れる。しかし、公的年金への加入義務を果たさないまま障害者になった場合には、障害年金は受け取れない。公的年金への未加入は、「助けられる権利」を手放してしまうことになるのだ。

もう一つ、公的年金は「遺族年金」へと形を変えることもある。もし、父親が家族を遺して亡くなったとしたら、「国民年金」の制度から「遺族基礎年金」が、基本的に子どもの高校卒業まで受け取れる。亡くなった父親が会社員の場合は、その上乘せとして「遺族厚生年金」もある。もしこれら遺族年金がなかったとしたら、遺された家族の経済的な苦労は計り知れない。



●表2 ①公的年金制度（国民年金）の主な給付内容

| 給付内容 | 国民年金 | | | |
|---------|--------|--------------------------------------|------------------|---|
| | 名称 | 受給资格条件 | 受給期間 | 金額 (2019年度) |
| 老 齢 年 金 | 老齢基礎年金 | 加入期間が10年以上あること | 原則65歳から死亡するまで | 月6万5,008円 (2019年度ベースの最高額) |
| 障 害 年 金 | 障害基礎年金 | 障害等級の1級、2級に該当すること | 障害状態である間 | 1級：月8万1,260円 2級：月6万5,008円 |
| 遺 族 年 金 | 遺族基礎年金 | 18歳未満の子どものがいること、または18歳未満の子どものに該当すること | 子どもが18歳になった年度末まで | 配偶者と子1人： 月8万3,716円 配偶者と子2人： 月10万2,425円 |

②公的年金制度（厚生年金）の主な給付内容

厚生年金は、民間企業の会社員や公務員等を対象とした公的年金制度である。国民年金に上乘せされるものなので、国民年金のみの場合に比べて厚い保障を受けることができる。

| 給付内容 | 厚生年金 | |
|---------|--------|--|
| | 名称 | 内容 |
| 老 齢 年 金 | 老齢厚生年金 | 加入期間が1ヵ月以上あり、さらに老齢基礎年金の受給資格の要件を満たした人が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乘せして支給される。 |
| 障 害 年 金 | 障害厚生年金 | 厚生年金保険に加入している人が、在職中の病気やケガで障害等級の1級または2級に該当したとき、障害基礎年金に上乘せして支給される。また、障害等級2級より程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金のみ支給される。 |
| 遺 族 年 金 | 遺族厚生年金 | 厚生年金保険に加入している人または加入していた人が死亡したとき、一定の支給要件に該当する場合に、死亡した人によって生計を維持されていた遺族に支給される。 |

※老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の金額は、厚生年金保険の被保険者期間の報酬や加入期間に応じて支給額が異なる。

労働保険制度

会社に勤めた場合、仕事上の原因でケガをしてしまったり、会社が倒産して失業してしまったらどうすればよいだろうか。誰かが保障してくれなければ、経済的にとても困るだろう。そんな時に役立つのが労働保険制度だ。

- 5 労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを総称した言葉だが、労働者を雇っている人（事業主という）は、必ず加入することになっている。

労災保険は、仕事をしていて階段から落ちてケガをしたとか、会社に行く途中に事故に遭ったといった場合に、給付金がもらえる仕組みになっている。

- 10 雇用保険は、会社が倒産したり、会社を辞めることになったりした場合に、次の働き先を見つけるまでの生活が安定できるように給付金をもらえることになっている。

いずれも、何かあったときには保障があるという安心感を得ることができ、働く人々を保護する制度としてとても役立っているものである。

●表3 労働保険制度

| 制度の名前 | どういう場合に給付が受けられる？ |
|---------|-----------------------------|
| 労 災 保 険 | 業務上災害や通勤災害による休業、傷病、障害、死亡の場合 |
| 雇 用 保 険 | 就職の意思と能力があるのに失業状態にある場合 |

介護保険制度

- 15 介護保険制度は、日本の高齢社会に対応するために、2000年にスタートした。社会保険の中では新しい制度だ。あなたには遠い将来の話でも、あなたのおじいさんやおばあさんが介護を受けている場合もあるかもしれない。

- 20 介護を必要とするお年寄りは、市区町村で要介護の認定を受けることで、介護サービス費用が1~2割の負担で済むという手厚い制度になっている。介護サービスには、ホームヘルパーによる訪問介護や入浴サービスなど家庭で受けられるものや、特別養護老人ホームなど施設で受けられるものがある。

●表4 介護保険制度

| 制度の名前 | どういう場合に給付が受けられる？ |
|---------|---------------------------------------|
| 介 護 保 険 | 65歳以上で寝たきり、認知症など介護が必要な状態になった場合 |
| | 40歳以上65歳未満で16種類の特定疾病により介護が必要な状態になった場合 |



学生と国民年金

COLUMN

COLUMN 学生と国民年金

日本国内に住む人は、20歳から60歳になるまで国民年金に加入する義務がある。学生の場合も、20歳を迎えると国民年金の保険料を納める必要がある。保険料は月額1万6,410円（2019年度^{*}）で、学生にとっては負担が大きい。もちろん、親が支払ってくれるのであればよいのだが、学費もかかる時期なので家計も楽ではない。

そこで、在学中は国民年金の保険料の支払いを延期してくれる「学生納付特例制度」がある。この制度を利用するには、市区町村役場へ申請し承認を受けることになる。ただし、本人の前年所得が118万円以下である学生が対象で、毎年の申請が必要である。

もし、申請手続きをしないで保険料を支払わないと、万が一、病気やケガで障害者になったとき、社会保障制度である「障害年金」が支給されないので注意しよう。

「学生納付特例制度」の承認を受けた期間は、国民年金の加入期間に入るが、年金額に反映されない。この期間の保険料は過去10年までさかのぼって納めることができるので、就職してから納めればよい。もちろん20歳時点で勤めていれば、厚生年金に加入しているので自動的に国民年金にも加入することになる。

学生納付特例制度の承認通知や、保険料を納めた納付書などの書類は、あなたが手続きを行った証明になるので大切に保管しておこう。

※国民年金の保険料

2019年度は月額1万6,410円。

2020年度は月額1万6,540円となる。

